

2016年（平成28年）2月10日

横浜刑務所長
角 田 康 彦 殿

横浜弁護士会
会長 竹 森 裕 子

勸告書

当会は、申立人 A の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、下記のとおり勸告します。

勸告の趣旨

「工場就業者の諸動作について」と題する文書に基づく被収容者に対する以下の指導等は、直ちにやめるよう勸告する。

- 1 移動に際して、被収容者に、職員の掛ける号令に合わせて、「足先が自然に下に向くように、左足から足を上げ、手の振りは両手の指先、肘を伸ばし、自然に振る。」よう指導すること
- 2 前項の移動方法に従っているか否かを、優良工場の評価の一要素とすること
- 3 刑務所内での「休め」の姿勢について、「両腕を背部に回し、左手を下、右手をその上にして両親指を交差させ、その他の指を伸ばす。」よう被収容者に指導すること

勸告の理由

別紙調査報告書のとおり

2016年2月10日

調査報告書

横浜弁護士会会長 竹森裕子 殿

人権擁護委員会

委員長 本田 正男

横浜刑務所に対する申立人 A の人権救済申立事件(2011年第12号)につき、当委員会が調査した結果を報告します。

処遇意見

横浜刑務所に対し、「工場就業者の諸動作について」と題する文書に基づく以下の指導等は、直ちにやめるよう勧告するのが、相当である。

- 1 移動に際して、被収容者に、職員の掛ける号令に合わせて、「足先が自然に下に向くように、左足から足を上げ、手の振りは両手の指先、肘を伸ばし、自然に振る。」よう指導すること
- 2 前項の移動方法に従っているか否かを、優良工場の評価の一要素とすること
- 3 刑務所内での「休め」の姿勢について、「両腕を背部に回し、左手を下、右手をその上にして両親指を交差させ、その他の指を伸ばす。」よう被収容者に指導すること

理由

第1 申立の概要

1 当事者

申立人は、申立時（平成 23 年 6 月 21 日）に横浜刑務所に在監しており、平成 25 年 3 月 11 日に同刑務所での刑期を終えた者である。

2 申立内容

申立人の人権救済申立ての内容は、以下のとおりである。

(1) 申立①

居室から工場への移動の際における行進指導は、軍隊的行進に等しい行為の強要であり、同行進指導を止めるよう求める。

(2) 申立②

居室から工場への移動の際における行進につき、指導された行進方法に従っているか否かを点数評価し、各工場の成績とする制度の廃止を求める。

(3) 申立③

刑務所内での「休め」の姿勢についての指導は、過度の制限を課すものであり、直すよう求める。

第 2 調査の経過

1 当委員会は、申立人からの申立書（平成 23 年 6 月 21 日当会受領）、追加申立書（平成 23 年 7 月 25 日当会受領）及び「『工場就業者の諸動作について』の一部改正について」と題する文書（横浜刑務所における受刑者の動作等の基準を記した平成 22 年 3 月 24 日付横浜刑務所長作成の文書。以下、「所長指示文書」という。）を閲読したほか、以下の調査を行った。

2 申立人に対する聴取り調査（平成 25 年 2 月 19 日実施）

3 横浜刑務所への照会及び回答

(1) 職員に対する面談申入れ（平成 23 年 10 月 4 日付横弁発第 2700 号）に対する回答（拒否、平成 23 年 10 月 14 日当会受領）

- (2) 第1回照会(平成24年5月10日付横弁発第623号)に対する回答(平成24年5月24日当会受領。以下、「第1回回答」と呼ぶ。)
- (3) 第2回照会(平成24年11月12日付横弁発第3959号)に対する回答(平成24年11月28日当会受領。以下、「第2回回答」と呼ぶ。)
- (4) 第3回照会(平成25年2月22日付横弁発第6259号)に対する回答(平成25年3月11日当会受領。以下、「第3回回答」と呼ぶ。)
- (5) 第4回照会(平成26年10月28日付横弁発第4270号)に対する回答(平成26年12月3日当会受領。以下、「第4回回答」と呼ぶ。)

第3 認定した事実

以上の調査により、当委員会が認定した事実は以下のとおりである。

1 申立①(移動の際の行進指導)について

(1) 指示の現状についての申立人の説明

ア 申立人は、各工場配役前の2週間所属となっていた新入工場(第10工場。正式な配属前に2週間必ず入る工場)、及びその後に配属された第11工場において、居室から工場への移動の際の行進について、職員から、以下の通り指示された。

- i) 職員の号令(左、右)に合わせて、以下の動きで行進する。
- ii) 手は肩の高さまで上げさせる。
- iii) 列の前の人間との間隔は、前へならえをした時(腕を地面に並行に伸ばした長さ)と同じにしなければならない。
- iv) 足の高さについては、高く上げなければならない。
- v) ひじは曲げてはいけない。
- vi) 手はまっすぐ伸ばし、後ろへの振り幅は30度とする。

イ 上記i)ないしvi)が出来ない被収容者については、職員が、個人名で指摘し、個別に、他の被収容者が待つ中、出来るようになるまで指

導し、その間、他の被収容者も待機していなければならない、新入被収容者は、上記 i)ないし vi)の指示を、ほぼ完璧に実行できるように訓練される。

ウ 上記移動の際の行進に関する指示違反の効果については、以下の i)、ii)のとおりである。

i) 指示に対して居直ると、指示違反で最低 15 日閉居罰、繰り返せば 20 日閉居罰、舌打ちしただけでも閉居罰となる。

ii) 行進について、職員が点数をつけ、毎月発表し、優良工場等への成績に影響する。

エ 一般的に、新入工場後の各工場配役後の指導の厳格さは、個々の職員により、また、個々の被収容者の日常の態度や職員との関係性などより、バラつきがあるが、新入工場における指導は厳しい。

(2) 横浜刑務所の回答

ア 横浜刑務所は、施設の規律維持上必要との観点から、職員がかかる号令に合わせて歩調を数え、足並みをそろえて行進するという点については認め、手の高さ、足の高さ、肘や手、前の人との間隔等についての指導の具体性に関し、(1)ア ii) iv)については、指導の存在自体を否定し、(1)ア iii)については、「移動の際、手が前の人に当たらない程度の間隔を開けるよう指導している。」、(1)ア v)については、「威圧的な歩き方をする等、不体裁な格好で行進することがないように指導することはある」とのことであった(第 1 回回答)。(1)ア vi)については、第 1 回回答では「腕は歩行に合わせて自然に振るよう指導している」と述べたものの、第 2 回回答では「腕をしっかりと振っているか」に着眼する旨回答していた。

なお、「不体裁な格好」か否かは、「一般的に、他の被収容者と足並みはそろっているか、腕はしっかりと振っているか、スリッパを引き

ずり、いわゆる「がにまた歩き」をしていないか、わき見、合図、あいさつ等の不要な動作をしていないかなど着眼点をもって判断しているが、具体的な基準はない。」とのことである。

イ 上記申立人主張の(1)ア i)ないし vi)の行進方法が出来ない被収容者については、「原則として、被収容者全体に足並みをそろえるよう指導している。」との回答がなされた（第1回回答）。

(3) 所長指示文書の記載

所長指示文書によれば、申立人説明の(1)ア i)については、「居室棟出入口を出る時点から・・・職員が「左、左、左・右」の号令を掛けて歩調を合わせること」とする旨の記載が認められた。

(1)ア ii)及び iv)に関する記載は認められなかった。

(1)ア iii)に関しては、「前へ一ならえ」の動作要領として、「両手の指先、ひじを伸ばし、上体と 90 度になるよう『ならえ』の動令で勢いよく両腕をあげ」との記載が認められたが、行進時の列の前の人間との間隔についての記載はとくに認められなかった。

(1)ア v)については、「手の振りには両手の指先、肘を伸ばし、自然に振る」こととされており、申立人説明の事実が認められた。また、(1)ア vi)についても、手の振り幅の角度に関する記載は認められなかったが、指先までまっすぐ伸ばすという点で申立人説明の事実が認められた。

また、行進については、「足先が自然に下に向くように、左足から足を上げ、手の振りには両手の指先、肘を伸ばし、自然に振る。足の着地は、つま先から行い歩調をそろえる。目は前方を見る。」「一步の長さはかかとかかとかかまで約 60 センチメートルとし、速度は 1 分間に約 120 歩を基準とする。」と記載されていた。

(4) 当委員会の認定した事実

申立人の説明、横浜刑務所側の回答及び所長指示文書を併せ見ると、

横浜刑務所の回答にある「腕を自然に振る」とは、肘から指先までしっかり伸ばした状態で腕を振ることと矛盾しないものであり、居室から工場への集団での移動の際の行進につき、被収容者に職員の掛ける号令に合わせて、足並みをそろえ、指先、肘を伸ばして腕をしっかり振る、というような一定の型に嵌めた行進をするよう指導がなされていることは、事実であると認められる。

2 申立②（行進の指導と工場の評価）について

(1) 指示の現状についての申立人の説明

各工場ごとの集団行進につき、職員が点数を付け、同点数が優良工場等の成績に響く。

(2) 横浜刑務所の回答

第1回回答によると、行進についての評価を、優良工場の評価の一要素としているとのことである。

また、第2回回答によると、優良工場の評価の一要素として、出還室時の動作について、他の被収容者と足並みはそろっているか、腕はしっかり振っているか、スリッパを引きずり、いわゆる「がにまた歩き」をしていないか、わき見、合図、あいさつ等の不要な動作をしていないかなどの着眼点から、集団行動が整然と行われているか工場ごとに評価しており、優良工場にはトロフィーを授与し、特典として同工場就業者にビデオ視聴の機会を与えているとのことである。

(3) 当委員会の認定した事実

申立人の説明及び横浜刑務所側の回答を併せ見ると、居室から工場への移動の際の行進についての評価を、優良工場の評価の一要素としていることは、事実であると認められる。

3 申立③（「休め」の姿勢）について

(1) 指示の現状についての申立人の説明

- ア 「休め」の姿勢につき、以下 i、ii の指示がなされている。
- i) 両手を後ろで腰の高さに組み、臀部まで下がってはいけない。
 - ii) 両手を後ろで組む際、両手は、指を全て伸ばした状態で、左手が体側、外側（左手の上）が右手の位置である。
 - iii) 足は肩幅に開く。
- イ この姿勢は、「休め」の号令に即して直ちに行われなければならない、動作が遅れると、やり直しをさせられる。

また、指と指の間が開いていたり、左手と右手の位置関係が逆になっていると、注意される。

(2) 横浜刑務所の回答

- ア 休めの姿勢を定めたことについては、「刑事施設の限られた人的・物的諸条件の下、多数の被収容者の動静を確実に把握するため統一した動作・姿勢を定めている」と回答している（第2回回答）。

その具体的な指導内容については、「『休め』の姿勢は、両腕を背部に回し、左手を下、右手をその上にして両親指を交差させ、その他の指を伸ばすよう指導している」とのことであり（第1回回答）、申立人の説明のうち、両手を組む高さ（腰の高さに組み。臀部まで下がってはいけない）、足を肩幅に開くことについては、明言していないものの、概ね申立人の説明の通りである。

- イ 指導の強さについては、「休め」の姿勢に関する指示に反する者に対しては「正しい『休め』の姿勢をとるように指導している」とのことであり、また、「号令を聞いていない者がいた場合などは、やり直しを指導することがある」とのことであった（第1回回答）。「『左手が下、右手が上』になっていない場合は、施設の規律秩序の維持に関わるとして、改善するまで指導するのか。」との質問に対しては、「休めの姿勢に限らず、指示された姿勢と異なった姿勢をしている者

には、姿勢を改めるよう指導している。」と回答した（第2回回答）。

(3) 所長指示文書の記載

所長指示文書によれば、「休め」の姿勢は、「『気をつけ』の姿勢から左足を左横に移し、両かかとの間隔が約 20 センチメートルになるように開き、両腕を背部に回し、左手を下、右手をその上にして両親指を交差させ、その他の指を伸ばす。」と定められている。

(4) 当事件委員会の認定した事実

申立人の主張、横浜刑務所側の回答及び所長指示文書を併せ見ると、「休め」の姿勢につき、両手を臀部ではなく背部で組み、その際、両手は、指を全て伸ばした状態で、左手が下、右手が上となるよう位置が決められ、しかも、指示と異なった姿勢をしている者には姿勢を改めるよう指導がなされ、左手と右手の位置関係も改善指導の対象となっている事実が認められた。

第4 当委員会の判断

1 申立①（移動の際の行進指導）について

(1) 一般に、すべて人は個人として尊重され、自由及び幸福追求に対する権利が認められており（憲法 13 条）、自由な歩き方で移動する行動の自由も当然にこれに含まれる。

もっとも、刑務所という刑が執行される場面においては、施設の規律維持のために、放置できない程度の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲の制限を設けることは認められると解される。

しかし、その場合においても、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行う」ものとされている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 30 条）ことに鑑み、被収

容者の人間性を無視するものであってはならない。とくに、規律を重視するあまり過度に細かく行動を指定することは、身体の自由の制限になり、それが広範囲に及んだり長時間続き生活全般に浸透するような場合には、一人一人の人間性や個性の否定につながり、個人の尊厳が揺るがされることになりかねない。また、この個人の行動の規律違反を集団としての評価や連帯責任に結び付けることも、過度に行われる場合には、単なる規律維持を超えて個々の人間性の否定につながりかねない。

したがって、受刑者が改善更生して社会に復帰することを最終目標とする刑の執行の場面においては、施設内の規律維持に必要なかつ合理的な範囲内の制限にとどめるべきである。

- (2) 本件では、前述の通り、横浜刑務所内においては、移動に際し、「足先が自然に下を向くように、左足から足を上げ、手の振りは両手の指先、肘を伸ばし、自然に振る。足の着地は、つま先から行い歩調をそろえる。目は前方を見る。」「一步の長さはかかとかかとかまで約60センチメートルとし、速度は1分間に約120歩を基準とする。」という所長指示文書が存在する。また、実際、居室から工場への移動の際、被収容者に職員の掛ける号令に合わせて、足並みをそろえ、腕を伸ばした状態でしっかり振って行進させられている。

移動の際に、脱走等を防ぎ、規律維持のために集団でまとまって行動することは必要であり、例えば一列ないし二列になって歩くなど整然とした行動を求めることは合理的な範囲内と述べる。しかし、それ以上に足先の向きや両手の指先、肘の伸ばし具合、腕の振り方、歩幅の長さや速度などまで細部にわたり、歩き方を指定する必要性は認められず、このような事細かな動作の指示はいわば人を一定の型に嵌め、その人間性を損なうような、過度な行動の指定であり、合理的な範囲内にあるとはいえない。また、これらの行動を強制することが、改善更生の意欲を

喚起させたり、社会生活に適応する能力の育成につながるとも認められない。

- (3) この点、行刑改革会議においても、「真の意味で、罪を犯した者を改善更生させ、円滑な社会復帰を果たさせるためには、それぞれの受刑者が、単に刑務所に戻りたくないという思いから罪を犯すことを思いとどまるのではなく、人間としての誇りや自信を取り戻し、自発的、自律的に改善更生及び社会復帰の意欲を持つことが大切であり、受刑者の処遇も、この誇りや自信、意欲を導き出すことを十分に意識したものでなければならない」のであって、かかる見地から、「所内を移動する際に、大きな声でかけ声を上げさせ、手足を必要以上に振らせるという、いわゆる軍隊式行進が強制されているとの指摘がされており、今般実施したアンケート調査の結果においても、受刑者及び刑務官双方からこれを見直すべきとする意見が見られた。矯正当局の説明によれば、現在では、上記のような典型的な軍隊式行進が強制されていることはないとのことであるが、受刑者の人間性を無視し、一般社会の常識に照らして違和感を感じさせるような運用が行われているとすれば、これは見直すべきであり、仮にも軍隊式行進と印象付けられることのないようなものに改めるべきである」と提言されていたところである（「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」平成15年12月22日行刑改革会議）。

本件においては、移動の際に常に大きな声でかけ声を上げさせ、手足を必要以上に振らせるというような、いわゆる軍隊式行進が強制されているとまでは認められないが、職員がかける号令に合わせて、決められた足先の向きで、両手の指先、肘を伸ばして、腕をしっかりと振って行進させたりすることは、少なくとも、過度に被収容者を型に嵌め、その人間性を無視し、一般社会の常識に照らしても違和感を感じさせるもので

あり、上記行政改革提言において見直すよう求められている指導に該当する。

- (4) 以上より、移動に際して、被収容者に職員の掛ける号令に合わせて、「足先が自然に下を向くように、左足から足を上げ、手の振りは両手の指先、肘を伸ばし、自然に振る。」よう指導することは、刑務所内における必要かつ合理的な範囲の制限とはいえ、過度に被収容者の行動の自由を制限するものとして、人権侵害にあたる。

2 申立②（優良工場の評価）について

前項で述べたとおり、移動に関する申立①にかかる指導が申立人の行動の自由の必要以上の制限となるのであるから、当然、これらの指導に従ったか否かを優良工場の評価に影響させる制度も、また許されない。また、このような集団としての工場評価に結び付ける制度は、その効果・内容によっては、それ自体過度に個人よりも集団を重視するあまり一人一人の人間性の無視につながりうるものであり、安易に用いるべきものではない。

3 申立③（「休め」の姿勢）について

- (1) この点についても、一般的に人は自由な態勢をとる自由を有しているが、刑務所という刑が執行される場面においては、施設の規律維持のために、放置できない程度の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲の制限を設けることは認められると解される。もっとも、その場合に被収容者の人間性を無視したものであってはならないことも前述したとおりである。
- (2) 本件についてみるに、施設の規律維持のため、多数の被収容者の動静を確実に把握するとの観点であれば、単に両手を後ろで組む程度の指導で足りる。しかし、それ以上に、両手を臀部ではなく背部で組むという高さを指定し、さらに、左手を下、右手をその上にして両親指を交差

させ、その他の指を伸ばす、といった両手の交差方法まで詳細に指定するのは、過度な制限であり、必要性も合理性も認められない。

- (3) したがって、横浜刑務所において上記のように「休め」の姿勢を指導することは、被収容者の自由を必要以上に制限するものであって、人権侵害にあたる。

第5 結論

よって、申立①ないし③につき、申立人に対する人権侵害行為を認定し、申立人が出所した現時点においても、他の被収容者の人権が現在の運用下で侵害されていることに鑑みれば、今後の人権侵害防止について、適切な処置を取ることを要請するため、上記処遇意見記載の勧告が相当であると判断した。

以上